

犬山市ふるさと定住促進サポート事業補助金に係る提出書類一覧表（2024年4月～）

種別	提出書類	チェック	備考	交付・作成者
交付申請	補助金交付申請書		交付要綱 様式第1	都市計画課
	親子関係を証明する書類		戸籍謄本 (親子関係が確認できるもの)	本籍を置く 市町村
	子世帯が、市外に継続して1年以上居住していることを証明する書類 (申請日から三ヶ月以内に取得したもの)		世帯全員の住民票の写し(続柄・本籍記載のもの)又は戸籍の附票等 【多子世帯に該当口】	居住市町村
	親世帯が、市内に継続して1年以上居住していることを証明する書類 (申請日から三ヶ月以内に取得したもの)		世帯全員の住民票の写し(続柄・本籍記載のもの)又は戸籍の附票等 (祖父母と同居・近居の場合は祖父母及び父母世帯全員。その場合父母世帯は市外居住可。)	市民課
	補助対象事業費の内訳が分かる書類		見積書(事業内容の分かるもの)	事業者等
	補助対象に応じた図面等		位置図(地図上に対象敷地を表示したもの) 公図(同居の親世帯が隣接地居住の場合のみ)	事業者等
			・リフォームの場合: 内容・施工箇所が分かるもの(写真可) ・新築等、取得の場合: 配置図、平面図、立面図その他内容が分かるもの	事業者等
			現況写真(リフォームは工事箇所の分かるもの、新築等・取得は全体写真)	事業者等
	調査承諾書		交付要綱 様式第1の2 親世帯及び子世帯全員の自署又は記名押印	都市計画課
	1年以内に婚姻をする誓約書		該当者のみ	—
実績報告までに犬山市ファミリーシップ・パートナーシップ宣誓者となることの誓約書		該当者のみ	—	
フラット35の金融商品を活用する書類		該当者のみ	—	
その他市長が必要と認める書類		・リフォームの場合は、建築確認済証の写し(紛失等の場合は事前に相談してください) ・申請後に多子世帯に該当する場合は母子手帳(写し)	—	
※申請地が市街化調整区域の場合は都市計画課と協議済みか確認する必要があります。				
完了実績報告	完了実績報告書		交付要綱 様式第6	都市計画課
	契約書関係		工事契約書又は売買契約書(写し)	事業者等
	図面等 (申請時提出から変更がない書類は不要)		・リフォームの場合: 位置図、内容・施工箇所が分かるもの(写真可) ・新築等、取得の場合: 位置図、配置図、平面図、立面図、その他内容が分かるもの	事業者等
	写真		完了後のもの(リフォームは工事箇所の分かるもの、新築等・取得は全体写真2面程度)	事業者等
	支払の関係書類		領収書又は請求書(写し) (請求書の場合は、振込受付書または通帳の写しを添付)	事業者等
	住所異動後の住民票の写し (報告日から三ヶ月以内に取得したもの)		・同居:子世帯全部(親世帯の住所が異動した場合は親世帯全部も添付) ・近居:子世帯全部	市民課
	建物登記簿謄本(写し) (所有権保存登記の確認)		全部事項証明書(写し)又は登記受領書(写し) (完了が年度末になる場合、所有権保存登記申請時に発行される登記受領書(写し)を添付)	法務局
	建築基準法等の証明書類		検査済証(写し) (リフォームの場合は不要)	事業者等
	一部が転入できない場合の理由書		該当者のみ	—
	軽微な計画変更の内容がわかる書類		・事業内容の分かる変更契約書等(補助対象事業費について交付申請時より変更が生じている場合のみ) ・土地の全部事項証明書および公図(申請地番について交付申請時より分合筆で変更が生じている場合のみ)	事業者等
	親世帯の住宅等を取り壊しなど証明する書類		該当者のみ: ・滅失登記又は家屋取壊し届出書(写し) ・売買契約書(写し) ・賃貸契約解除の証明(写し)	事業者等
	宣誓者であることを証明する書類		該当者のみ ・証明書又は証明カード(写し)	多様性社会推進課
	その他市長が必要と認める書類		申請後に多子世帯に該当する場合は母子手帳(写し)	—
補助金請求	補助金交付請求書		交付要綱 様式第8	都市計画課
	申請者名義の通帳の写し		申請者名義の通帳の原本確認書類(写し) (名義人・口座番号等が確認できる部分)	—